

林地残材等有効活用支援事業の概要

長野県内の私有林から発生する林地残材を、県内の木質バイオマス施設等へ出荷するために必要な経費を支援する。

1 用語

(1) 林地残材

伐採により施業地で発生した枝条等で、竹材も含まれます。具体的には枝条、根本材（たんころ）、曲がりや細い材等で通常は未利用となる木質資源

(2) 木質バイオマス施設等

木質バイオマス発電施設、薪・炭製造等の施設

2 対象の森林及び木質バイオマス施設

長野県内の私有林及び木質バイオマス施設（**県内限定**）

3 支援対象者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、森林経営計画策定者、林業事業体 など

4 支援内容

(1) 林地残材の集積

主伐により発生する林地残材を作業道脇等に集積する作業

※ **特殊地拵え、林相転換特別対策、松くい虫対策の更新伐を実施する事業、及び間伐は対象外**

(2) 林地残材の搬出（**必須事項**）

林地残材を木質バイオマス施設等へ出荷する搬出作業

(3) 枝条圧縮等作業

出荷時の運搬効率化を図る、圧縮や裁断等の作業

※ 施業地から出荷先施設までの道のりが **30 km未満**は対象外

5 支援金額（トン当たり定額）

支援区分	(1) 林地残材の集積	(2) 林地残材の搬出	(3) 枝条圧縮等作業
支援額	1, 700円	1, 300円	500円

6 その他の主な要件

(1) **4月1日以降に出荷された林地残材**が対象。ただし、信州の森林づくり事業の予定調書に記載された施業地は、4月1日以前の出荷も対象。

(2) 事業規模は、林地残材の出荷量が **10トン以上**。

(3) **枝条と根本材が、出荷量の半数超**。

(4) 申請者と木質バイオマス施設等で、5年以上の安定供給取引に関する協定締結。

(5) 他の補助事業との重複は不可。

(6) 樹種の限定は無し。

林地残材等有効活用支援事業申請の流れ

【様式は、協会のホームページに掲載してありますので、ご利用ください。】

1 事前計画書の提出 5月末日まで

※ 予算枠を超過した場合、6月以降は事前計画書の受付を行いません。

- ① 事業採択の判定有り
 - ② 事前計画書の記載内容は別紙1のとおり
- 2 事前計画確認結果（採用、不採用）の通知

提出された事前計画書
をとりまとめ、今年度
の補助対象個所を選定

3 事業実施

4月1日以降に出荷する林地残材
信州の森林づくり事業の予定調書に記載されている施業地は、4月1日以前の出荷も申請対象。

- 4 現地確認
- ・施業中の状況を確認（事前計画の1か所以上）
- 5 技術支援
- ・有識者等による現地での技術支援

6 変更計画書の提出（該当する場合のみ）

- ・施業地の追加または廃止の場合

7 補助金交付申請書の提出

- ① 事業終了後速やかに
- ② 終了した施業地ごとの申請も可能。（出荷量10トン以上は必要）
- ③ 記載内容は別紙2のとおり
- ④ 必要とする証拠書類等は別紙3参照

- 8 補助金調査
- ・申請書類を主体に審査

- 9 補助金の確定及び交付決定の通知

10 補助金交付請求

- 11 補助金の支払い

